

交通安全情報

新たなモビリティ（乗りもの）“電動キックボード”

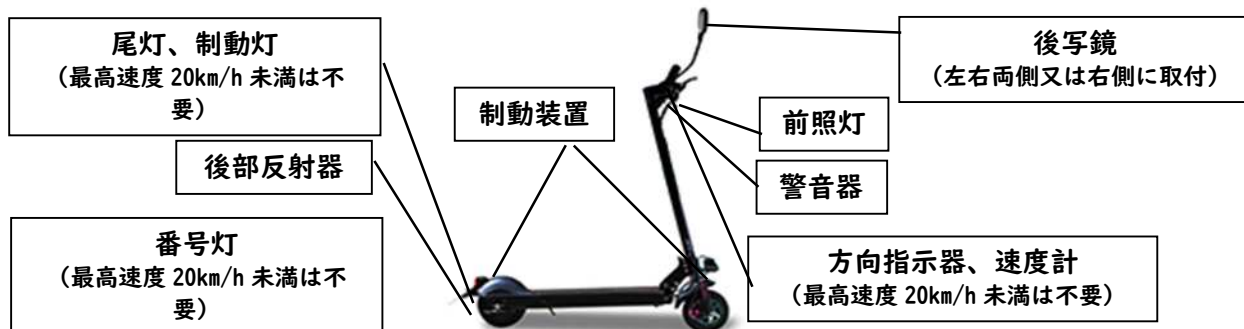
電動キックボードとは、足で蹴って進むキックボードに、電動モーターとバッテリーを搭載した新しいモビリティ（乗りもの）です。最近では、観光地でレンタルサービスとして提供されている地域もあります。

電動キックボードに関係する法令（交通ルール）は、原動機付自転車等の運転免許が必要なほか、①ヘルメットの着用、②車道走行、③標識（ナンバープレート）の取付、④自賠責保険（共済）の加入などが義務付けられています。



「電動キックボード」は、原動機の大きさにより下表のとおり区分されます。

定格出力	0.6kW 以下	0.6kW を超え 1.0kW 以下
道路交通法	原動機付自転車	普通自動二輪車
道路運送車両法	第一種原動機付自転車	第二種原動機付自転車
標識（ナンバープレート）の色	白色	黄色・桃色



電動キックボードは、日本や海外メーカーから発売されていますが、日本の公道で使用する場合は、道路運送車両法の保安基準を満たしている必要があります。

具体的には、前照灯（フロントライト）、尾灯・制動灯（テールランプ・ブレーキランプ）、方向指示器（ウインカー）、速度計（スピードメーター）、制動装置（前後ブレーキ）、警音器（クラクション）、後部反射器（リフレクター）、後写鏡（バックミラー）、標識・番号灯（ナンバープレート）が必要です。

また、使われているモーターのパワーが 0.6kW 以下であれば、50cc以下の原付一種免許（原付一種免許の試験が不要となる免許を含む）、0.6kW を超え 1.0kW 以下の車両は、125cc 以下の原付二種免許もしくは大型二輪免許、普通二輪免許が必要となります。

さらに自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車賠償責任共済（自賠責）の契約が締結されていなければ、運行の用に供することができません。

利用広がるも交通違反や事故が相次いでいます

電動キックボードは、手軽な交通手段として都市部を中心に利用が広がっていますが、警察庁が調査をしたところ、全国で検挙されたり指導・警告を受けたりしたケースは、統計を取り始めた 2021 年 9 月からの 2 か月間で 183 件に上りました。利用者の増加に加え、交通ルールが十分に浸透していないことが背景にあるとみられています。